

岩手県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

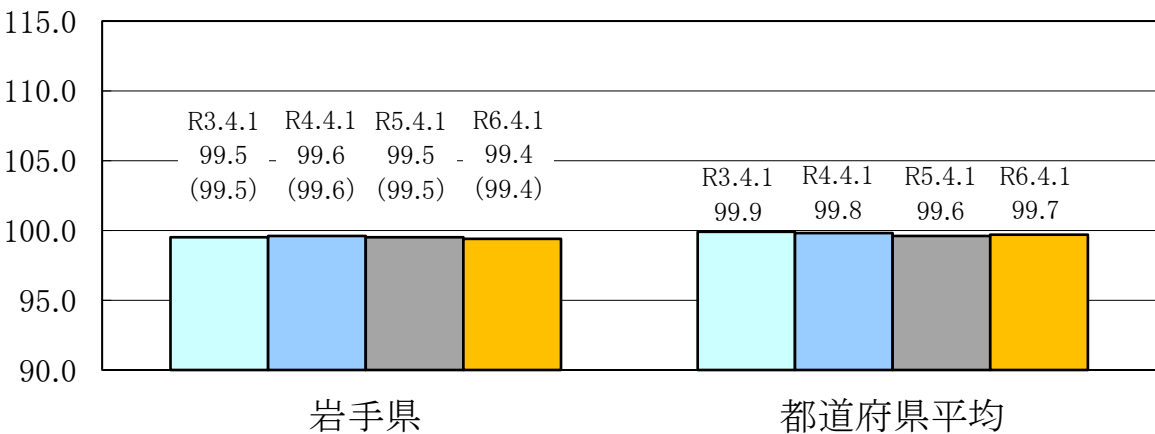
区 分	住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和 4 年 度の人件 費率
令和 5 年度	人 1,172,349	千円 756,669,461	千円 19,464,700	千円 165,562,009	% 21.9	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B / A	(参考)都 道府県平 均一人当 たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 18,433	千円 77,052,121	千円 13,871,125	千円 30,918,342	千円 121,841,588	千円 6,610	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するた

め、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

（4）給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6 年度	円 363,635	円 352,677	円 10,958 (3.11%)	% 3.11	% 3.11	% 2.76

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和6 年度	月 4.59	月 4.50	月 0.09	月 0.10	月 4.60	月 4.60

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）行政職給料表については、人事院勧告に準じた世代間の給与配分の見直しを行うため、若年層で最大1%程度引き上げる一方、高齢層を最大3%程度引き下げることにより、平均1%程度引き下げました。なお、激変緩和の措置として、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間にわたり経過措置を実施しました。また、医療職給料表(1)を除く他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）本県では県内全市町村が支給対象外地域ですが、県外事務所等においては、国基準の支給割合により支給しています。
（実施時期）平成 28 年 4 月 1 日

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しています。（平成 28 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩手県	42.2歳	321,300円	389,594円	349,741円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
都道府県平均	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円

②技能労務職

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岩手県	52.1 歳	229 人	302,210 円	329,789 円	316,180 円	—	—	—	—
うち守衛	62.8 歳	3 人	235,400 円	255,481 円	237,567 円	守衛	50.6歳	250,800 円	1.02
うち用務員	50.1 歳	11 人	290,973 円	311,233 円	299,705 円	用務員	49.1歳	244,800 円	1.27
うち運転技士	54.7 歳	77 人	308,696 円	338,030 円	320,324 円	自家用乗用自動車 運転手	52.1歳	230,600 円	1.47
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岩手県	—	—	—
うち守衛	4,233,998 円	3,525,100 円	1.20
うち用務員	4,983,164 円	3,297,300 円	1.51
うち運転技士	5,458,671 円	3,290,700 円	1.66

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和３年～５年の３か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

※ 年収ベースの「公務員（Ｃ）」及び「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岩手県	47.1歳	383,400円	438,365円
都道府県平均	44.8歳	370,607円	432,659円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岩手県	46.2歳	375,100円	419,855円
都道府県平均	41.8歳	356,431円	412,158円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩手県	38.5歳	326,300円	433,002円	355,313円
国	41.8歳	328,209円	—	388,322円
都道府県平均	39.3歳	334,004円	475,875円	383,957円

（注）１ 「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２） 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区 分		岩手県	国
一般行政職	大 学 卒	197,800円	196,200円
	高 校 卒	167,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	165,300円	—
	中 学 卒	156,500円	—
高等学校教育職	大 学 卒	221,500円	—
	高 校 卒	178,600円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	221,500円	—
	高 校 卒	178,600円	—
警 察 職	大 学 卒	222,600円	227,600円
	高 校 卒	193,300円	191,800円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,942円	366,118円	388,856円	402,721円
	高 校 卒	236,100円	322,738円	360,829円	375,500円
技能労務職	高 校 卒	235,533円	275,900円	—	353,314円
	中 学 卒	—	—	—	315,450円
高等学校 教育職	大 学 卒	304,562円	382,633円	406,744円	429,305円
	高 校 卒	247,100円	309,150円	335,350円	340,116円
小・中学校 教育職	大 学 卒	307,809円	380,173円	404,590円	417,455円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	284,341円	386,611円	411,209円	425,233円
	高 校 卒	268,493円	344,871円	393,466円	408,808円

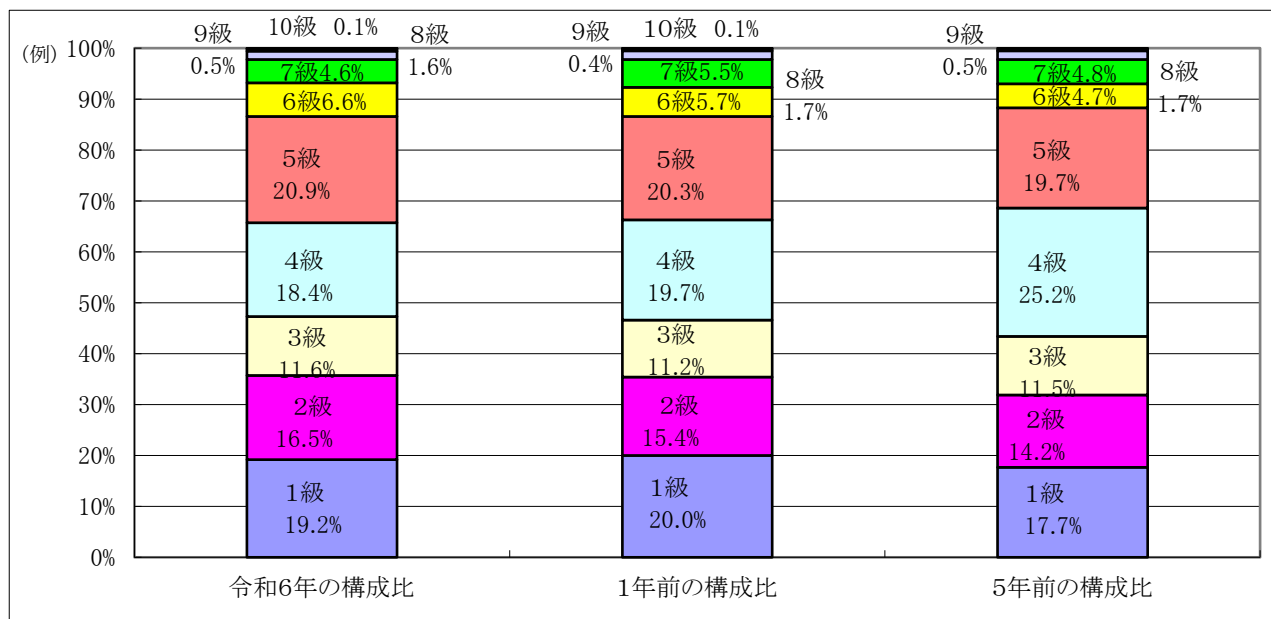
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

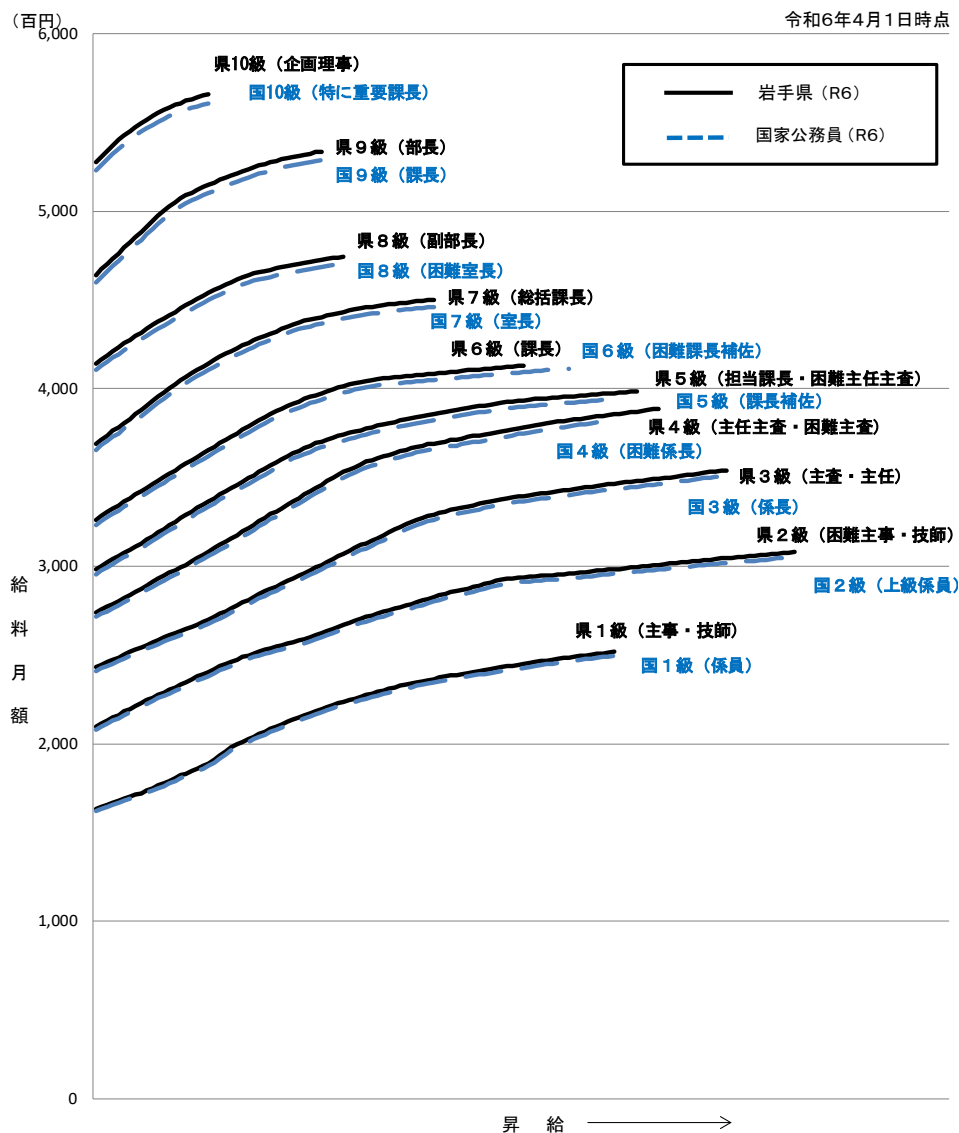
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師	844人	19.2%	184,800円	260,300円
2級	主事、技師	727人	16.5%	231,700円	311,200円
3級	主任、主査	513人	11.6%	263,300円	357,800円
4級	主査、主任主査	811人	18.4%	289,600円	392,700円
5級	主任主査、本庁の担当課長	920人	20.9%	312,400円	402,700円
6級	本庁の課長、本庁の総括課長	291人	6.6%	337,900円	417,400円
7級	本庁の総括課長	203人	4.6%	376,700円	454,800円
8級	本庁の副部長、本庁の室長	71人	1.6%	419,300円	479,200円
9級	本庁の部長	23人	0.5%	469,600円	539,200円
10級	本庁の企画理事	3人	0.1%	533,700円	571,800円

(注) 1 岩手県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩手県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩手県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,764千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.0月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩手県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

岩手県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率 2～20％）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45％）		
1 人当たり平均支給額 2,406 千円 22,517 千円					

- （注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			56,576 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			764,540 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20%	19 人	20%
大阪市	16%	2 人	16%
豊田市	16%	1 人	16%
医師・歯科医師	16%	22 人	16%
国立市	15%	1 人	15%
名古屋市	15%	4 人	15%
福岡市	10%	3 人	10%
仙台市	6%	4 人	6%
金沢市	3%	2 人	3%
県内全市町村	0%	0 人	0%
平均支給割合	16%	—	16%

- （注） 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）	873,335 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	126,975 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）	37.8%
手当の種類（手当数）	39

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 決算)	左記職員に対する支給 単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務所に勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	31,687千円	月額 給料月額の10/100（最高限度20,000円）又は日額870円
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	（１）感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲・処分・薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務 （２）新型コロナウイルス感染症の患者及びかかっている疑いがあるものが存する病院、宿泊施設等の内部等において行う県民の生命及び健康を保護するために行う業務	464千円	（１）日額 290～380円（牛又は豚のとさつ作業は760円） （２）日額 3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業については4,000円）
と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	6,830千円	月額 給料月額の2/100～8/100
放射線取扱手当	保健所又は生物工学研究所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障害の防止のため行う作業	0千円	日額 230円～1,900円
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員等	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等の立入検査、浄化槽の立入検査等	119千円	日額 230円
社会福祉業務手当	広域振興局保健福祉環境部、福祉総合相談センター、児童相談所又は杜陵学園に勤務する職員	生活保護に係る業務、更生措置等を要する者、困難な問題を抱える女性等に面接して行う相談・指導業務等	24,122千円	月額 12,800円若しくは20,000円又は日額610円

社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務	1,191千円	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者の福祉に関する相談・援助業務	844千円	日額 610円
有害物取扱手当	(1) 保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所等に勤務する職員 (2) 県立病院等に勤務する職員	(1) 労働安全衛生法施行令に規定する有害物を取り扱う業務 (2) 抗悪性腫瘍剤の調整等又はエックス線等を照射する業務	303千円	(1) 日額 290円 (2) 日額 300円
衛生検査業務手当	環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	4,685千円	月額 給料月額の8/100又は日額 230円～1,490円
公害防止等業務手当	広域振興局保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査等	101千円	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	6,695千円	月額 給料月額の7/100
爆発物取締業務手当	復興防災部消防安全課、商工労働観光部商工企画室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高圧ガス製造施設若しくは第一種貯蔵所の完成検査・輸入検査・保安検査・立入検査・容器検査	21千円	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査業務及び漁業関係取締業務	111千円	日額 400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防犯訓練等における指導業務	502千円	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等	職業訓練業務	15,458千円	月額 給料月額の2/100～7/100

	に勤務する職業訓練指導員			
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	6,324千円	月額 給料月額の2/100～7/100
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	162千円	月額 230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務する職員	家畜保健衛生業務	9,881千円	月額 17,600円又は月額 830円
用地交渉等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業局職員	土地の取得等に係る交渉業務	886千円	月額 650円
高所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	0千円	月額 200円～220円
坑内作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	0千円	月額 450円
深所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	0千円	月額 220円
災害応急作業等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業	2,103千円	月額 350円～910円（ 原発事故関係の作業は 月額660円～40,000円）
道路上作業手当	広域振興局土木部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	0千円	月額 300円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、 警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理	137,295千円	月額 230円～5,200円 又は1回 1,240円～3,200円

		作業、被留置者看守作業等		
夜間特殊業務手当	(1) 警察職員 (2) 企業局職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	43,257千円	(1) 1回 410円～1,100円 (2) 1回 940円～1,100円
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難及び犯罪の捜査	5,259千円	1時間 1,900円～5,100円
多学年学級手当	指導教諭、教諭、講師等	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級で行う授業及び指導	7,102千円	日額 290円～350円
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2の課程の授業に従事した場合	659千円	1時間 600円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	2,383千円	1航海（漁獲水揚総収入－販売手数料）×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船して航海した場合	0千円	用船料×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
航海手当	船長、上席航海士、専門幹機関士、専門幹通信士、上席通信士、上席機関士等	船舶に乗船して航海した場合	1,519千円	日額 320円～540円
教員特殊業務手当	指導教諭、教諭、養護教諭、講師、実習助手等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務等	461,168千円	日額 1,800円～8,000円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する副校長、指導教諭、教諭、講師、実習助手等	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	687千円	日額 1,700円

教育業務連絡 指導手当	指導教諭、教諭及び 養護教諭	教務その他の教育 に関する業務につ いての連絡調整及 び指導助言の業務	99,725千円	日額 200円
潜水手当	潜水業務に従事する 職員	潜水業務	83千円	潜水深度により1時間 当たり310円～1,500円
海外事務所勤 務手当	海外事務所に勤務す る職員	外国に所在する機 関で行う業務	0千円	国の外務公務員に準じ る。ただし、在勤基本 手当は80/100、配偶者 手当は扶養手当額を控 除する。
特殊自動車運 転作業手当	広域振興局土木部、 農業研究センター、 林業技術センター又 は農業大学校に勤務 する技能労務職の職 員	特殊自動車の運転 作業又は除雪車に よる除雪作業	251千円	日額 300円～450円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,726,891千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	474千円
支給実績（令和4年度決算）	2,901,726千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	495千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等6,500円（行政職9級相当以上支給なし、行政職8級相当3,500円）子10,000円）	同じ。		1,680,889千円	236,212円
住居手当	賃貸住宅居住者及び単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000円）	異なる。	国は手当の上限額を28,000円とするなど、手当額の計算方法が違います。	1,541,926千円	300,043円

	以下)				
通 勤 手 当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。 (月額：交通機関利用者75,000円以下、交通用具等使用者49,300円以下)	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通機関利用者に係る積算方法、交通用具等利用者に係る限度額が異なります。	2,109,530千 円	142,516円
管 理 職 手 当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額：27,900～133,600円)	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,161,824千 円	683,828円
産 業 教 育 手 当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教諭、講師、実習助手に対して支給されます。(月額：給料月額の8/100以下)	－	国に制度なし。	140,896千 円	358,513円
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。(月額415,600円以下)	同 じ。		77,700千 円	1,363,157円
単 身 赴 任 手 当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額：30,000円、交通距離により加算有り。)	異なる。	本県の単身赴任の状況等を考慮し、手当額及び加算額の距離区分が異なります。	460,883千 円	405,706円
特 地 勤 務 手 当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)	同 じ。		8,152千 円	99,414円
へ き 地 手 当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給さ	－	国に制度なし。	207,551千 円	332,613円

	れます。（月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下）				
定時制通信教育手当	定時制教育又は通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。（月額：給料月額×8/100以下）	—	国に制度なし。	56,359千円	386,020円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます。（月額：8,000円以下）	—	国に制度なし。	710,889千円	68,460円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。（給料月額の8/100以下）	—	国に制度なし。	68,662千円	317,879円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。（月額：7,360円～17,800円）	異なる。	本県の気象条件等を考慮し、支給対象地域等が異なります。	951,814千円	64,207円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。（勤務1回：4,400円～7,400円）	同じ。		533,276千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給されます。（勤務1回	同じ。		9,954千円	—

	: 12,000円以下)				
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間: 勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。		108,102千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間: 勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ。		384,196千円	—
災害派遣手当	災害応急対策や災害復旧のため派遣された職員に対して支給されます。(日額: 3,970～6,620円)	—	国に制度なし。	0円	—

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	知 副	事 務	1,230,000円	(1,230,000円)	
			950,000円	(950,000円)	
報 酬	議 副 議	長 長 員	890,000円	(890,000円)	
			800,000円	(800,000円)	
			770,000円	(770,000円)	
期 末 手 当	知 副	事 務	(令和6年度支給割合) 3.40月分		
			(令和6年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当	知 副	事 務	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			1,230,000円×在職月数×0.65 950,000円×在職月数×0.45	38,376,000円 20,520,000円	任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

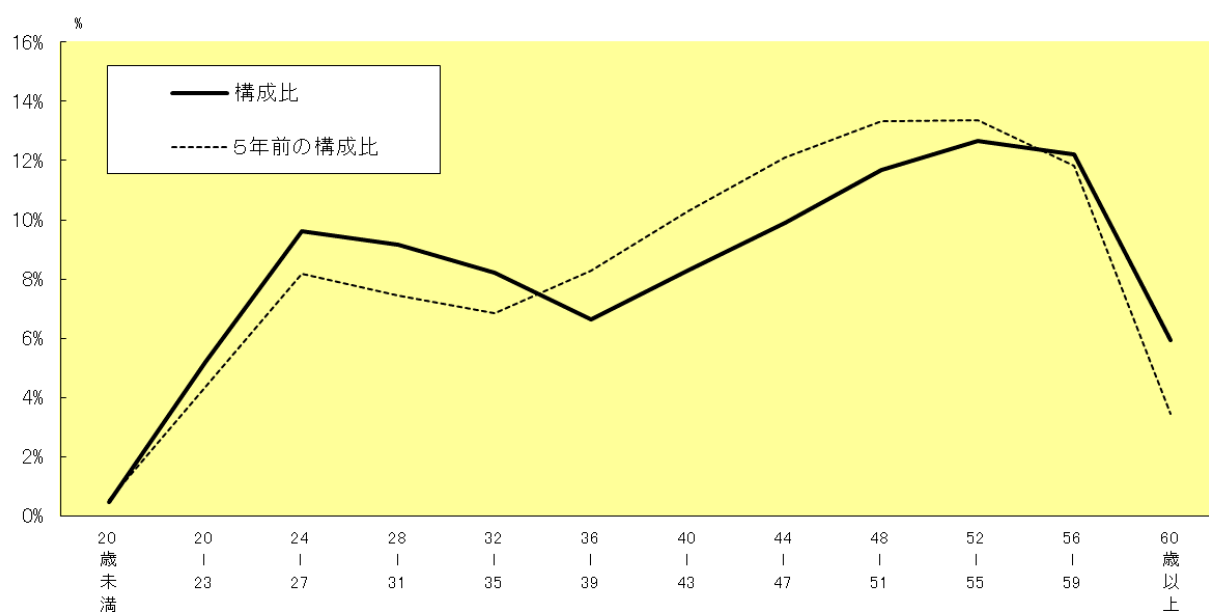
(各年4月1日現在)

部 門			区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
				令 和 6 年	令 和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	33	33	-		
		総 務	834	869	▲35	全国植樹祭対応終了による減	
		税 務	182	189	▲7		
		民 生	335	331	+4	児童相談業務体制の強化による増	
		衛 生	518	536	▲18	新型コロナウイルス感染症対応業務の縮小に伴う減	
		労 働	136	136	-		
		農 林 水 産	1,333	1,338	▲5	復興事業の進捗に伴う減	
		商 工	177	178	▲1		
		土 木	684	700	▲16	復興事業の進捗に伴う減	
		計	4,232	4,310	▲78	(参考：人口10万人あたりの職員数361人)	
	教 育 部 門		11,508	11,693	▲185	学校・学級の統廃合縮小による減	
	警 察 部 門		2,429	2,430	▲1		
	小 計		18,169	18,433	▲264		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		5,363	5,435	▲72	病棟再編に伴う減	
	そ の 他		179	180	▲1		
	小 計		5,542	5,615	▲73	(参考：人口10万人あたりの職員数473人)	
合 計			23,711 [26,506]	24,048 [26,506]	▲337		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 112	人 1,235	人 2,281	人 2,173	人 1,944	人 1,572	人 1,966	人 2,350	人 2,774	人 3,000	人 2,894	人 1,410	人 23,711

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,396	4,429	4,411	4,354	4,310	4,232	▲164(▲3.7%)
教育	11,757	11,621	12,115	11,855	11,693	11,508	▲249(▲2.1%)
警察	2,463	2,455	2,462	2,445	2,430	2,429	▲34(▲1.3%)
普通会計計	18,616	18,505	18,988	18,654	18,433	18,169	▲447(▲2.4%)
公営企業等会計計	5,207	5,458	5,544	5,581	5,615	5,542	335(6.4%)
総合計	23,823	23,963	24,532	24,235	24,048	23,711	▲112(0.5%)

(単位：人・%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B / A	(参考)令和 4 年度の総費用に 占める職員給与 費比率
令和 5 年度	千円 120,277,103	千円 △3,537,114	千円 62,060,472	% 52.0	% 52.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 40,932 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 5,347	千円 21,318,149	千円 11,462,037	千円 8,054,289	千円 40,834,475	千円 7,637	千円 7,713

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩手県(医師)	43.8 歳	549,505 円	1,531,974 円
岩手県(看護)	38.5 歳	313,632 円	516,741 円
岩手県(医療技術員)	39.6 歳	302,455 円	469,659 円
岩手県(事務)	38.1 歳	302,644 円	496,426 円
岩手県(技能)	34.1 歳	261,495 円	409,748 円
団体平均(医師)	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円
団体平均(看護)	40.1 歳	312,661 円	518,809 円
団体平均(事務職)	45.4 歳	328,324 円	528,274 円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩手県医療局	岩手県知事部局
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,840千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,764千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.0月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.0月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

岩手県医療局	岩手県知事部局
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20％) 1人当たり平均支給額 1,918千円 20,283千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20％) 1人当たり平均支給額 2,406千円 22,517千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		596,954千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		914,055円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20％	0人	20％
医師・歯科医師	16％	635人	16％
県内全市町村	0％	—	0％

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			2,845,515千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			670,703円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			75.1％	
手当の種類（手当数）			12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価

防疫等作業手当	医師、看護師、医療技術員等	①結核患者又は感染症の患者が入院する病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護、処置、検査等の業務	224,402 千円	①勤務 1 日 210 円
診療管理手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務に従事する医師又は歯科医師を指揮監督する業務	274,649 千円	給料月額 20/100 以内に 618,000 円の範囲内の額を加算した額
診療業務手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務	958,164 千円	日額 20,830 円の範囲内
特殊診療手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	救急等の緊急業務、県立の高等看護学院等における講義等、診療時間外における手術又は処置の業務	34,996 千円	1 回 5,000 円の範囲内
夜間看護手当	看護師又は准看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	692,843 千円	勤務 1 回 10,200 円の範囲内
診療応援手当	医師又は歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	136,052 千円	勤務 1 日 55,000 円の範囲内
当直等診療業務手当	給料の特別調整額が支給される医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	532 千円	1 時間 2,000 円の範囲内
待機手当	夜間及び休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する職員	待機当番に従事した場合	62,149 千円	1 回 2,500 円の範囲内
分娩手当	医師	分娩の業務に従事した場合	33,546 千円	1 回 10,000 円に分娩に係る胎児の数に乗じて得た額の範囲内（医療局長が別に定める場合は 20,000 円）
有害物取扱手当	薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師	抗悪性腫瘍剤の調剤及びプロトコール管理の業務（薬剤師）、放射線を人体	14,335 千円	勤務 1 日 300 円

		に対して照射する業務（診療放射線技師）、病理細菌を取扱う検査の業務（臨床検査技師）		
専攻医指導管理業務手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	専攻医の指導管理業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	17,277 千円	勤務 1 日につき 1,000 円の範囲内で医療局長が定める額
救急看護等業務手当	県立病院等に勤務する看護師、准看護師及び助産師	病院等に勤務した場合	396,569 千円	①勤務 1 月につき 12,000 円の範囲内で医療局長が定める額②勤務 1 回につき 580 円の範囲内で医療局長が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	4,528,895 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	845 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	4,694,367 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	881 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等 6,500 円、子 10,000 円）	同じ。	-	476,382 千円	249,230 円
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000 円）	同じ。	-	456,831 千円	308,427 円

	円以下)				
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、又は交通用具を使用している職員に支給されます。(月額：交通機関等利用者 75,000 円以下、交通用具使用者 35,000 円以下)	同じ。	-	464,251 千円	126,304 円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額：27,900 ～136,300 円)	同じ。	-	128,929 千円	834,042 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用された職員及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち薬学に関する知識を必要とする職に対して支給されます。(月額：415,600 円以下)	異なる。	一般行政職と手当の支給限度額が異なります。	1,648,527 千円	2,494,933 円
単身赴任手当	異動に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対し支給されます。(月額：30,000 円、交通距離により加算有)	同じ。	-	100,537 千円	451,850 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360 円～17,800 円)	同じ。	-	254,837 千円	62,442 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられた時に支給されます。(勤務 1 回 5,900 円～20,000 円)	同じ。	-	283,859 千円	352,693 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務 1 回 12,000 円以下)	同じ。	-	255 千円	9,456 円
夜勤手当	正規の勤務時間とし	同じ。	-	369,768 千円	158,461 円

	て、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。 (1 時間:勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100)				
--	--	--	--	--	--

(2) 電力事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	(参考)令和 4 年度の総費用 に占める職員 給与費比率
令和 5 年度	千円 5,824,433	千円 1,618,131	千円 796,560	% 13.7	% 15.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 125	千円 483,266	千円 100,610	千円 201,640	千円 785,516	千円 6,284	千円 6,719

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩手県	42.6 歳	323,486 円	511,404 円
団体平均	46.2 歳	355,891 円	558,512 円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩手県企業局	岩手県知事部局
1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,575 千円	1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,764 千円

(令和5年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.375)月分 (令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.0月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.375)月分 (令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.0月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

岩手県企業局			岩手県知事部局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
(割増率2～20%)			(割増率2～20%)		
1人当たり平均支給額	11,044千円	11,044千円	1人当たり平均支給額	2,406千円	22,517千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
県内全市町村	0%	—	0%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			3,791 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			51,219 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			59.2 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	本庁、事業所に勤務する技術職員	発電施設若しくは工業用水供給施設又はこれらの施設の保守等の業務	2,735 千円	職務の級により日額 710～880 円
夜間特殊業務手当	施設総合管理所発電課職員	正規の勤務時間による勤務の全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前をいう。）において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	767 千円	職務により日額 940～1,100 円
危険作業手当	全職員	特に危険を伴う業務	289 千円	4 時間以上日額 300～700 円 4 時間未満日額 180～420 円
用地交渉等手当	全職員	土地の取得等に係る交渉	0 千円	日額 650 円（勤務時間外 975 円）
圧搾空気内作業手当	全職員	圧搾空気内で行う点検等	0 千円	1 時間当たり 210 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	39,665 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	357 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	40,252 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	395 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：	同じ。	-	13,609 千円	234,633 円

	配偶者・父母等 6,500 円、子 10,000 円)				
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。(月額:27,000 円以下)	同じ。	-	6,700 千円	279,149 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、又は交通用具を使用している職員に支給されます。(月額:交通機関等利用者 75,000 円以下、交通用具使用者 35,000 円以下)	同じ。	-	13,741 千円	121,603 円
管理職手当(給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額:27,100～133,600 円)	同じ。	-	12,584 千円	838,960 円
寒冷地手当	11 月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額:7,360 円～23,360 円)	同じ。	-	7,621 千円	65,139 円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の 25/100)	同じ。	-	2,179 千円	198,135 円

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	(参考) 令和 4 年度の総費用 に占める職員 給与費比率
令和 5 年度	千円 1,423,911	千円 △515,672	千円 75,210	% 5.3	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費46,366千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 21	千円 77,348	千円 13,129	千円 31,098	千円 121,575	千円 5,789	千円 6,341

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩手県	42.7 歳	313,880 円	482,444 円
団体平均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩手県企業局		岩手県知事部局	
1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,480 千円		1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,764 千円	
(令和 5 年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分		(令和 5 年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日）

岩手県企業局	岩手県知事部局
--------	---------

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	(割増率2～20%)			(割増率2～20%)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	2,406千円	22,517千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	0%	—	0%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,340千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			70,526円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			90.5%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	本庁、事業所に勤務する技術職員	発電施設若しくは工業用水供給施設又はこれらの施設の保守等の業務	1,219千円	職務の級により日額710～880円
危険作業手当	全職員	特に危険を伴う業務	121千円	職務により日額940～1,100円
用地交渉等手当	全職員	土地の取得等に係る交渉	0千円	4時間以上日額300～700円 4時間未満日額180～420円
圧搾空気内作業手当	全職員	圧搾空気内で行う点検等	0千円	1時間当たり210円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,668千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	183千円
支給実績（令和4年度決算）	8,971千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	498千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と

同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者・父母等 6,500 円、子 10,000 円）	同じ。	－	1,750 千円	174,964 円
住居手当	賃貸住宅居住者又は単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000 円以下）	同じ。	－	1,473 千円	294,583 円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用し、又は交通用具を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関等利用者 75,000 円以下、交通用具使用者 35,000 円以下）	同じ。	－	3,008 千円	158,334 円
管理職手当（給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額 27,100～133,600 円）	同じ。	－	606 千円	606,000 円
寒冷地手当	11 月から翌年３月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。（月額：7,360 円～23,360 円）	同じ。	－	1,284 千円	67,595 円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後１０時から翌日午前５時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。（１時間：勤務１時間当たりの給与額の 25/100）	同じ。	－	0 千円	0 円